

中国の社会教育の歴史と理念

白 雪 晴

要 旨

現代中国，在各方面都呈现出与国际社会接轨的发展势头，在教育研究方面，也已进入终身学习的研究阶段。但是，中国的终身学习发展水平，与世界先进国家相比还有很大的差距。终身学习的发展现状，也与1995年制定的教育法中的终身学习的理念有很大的距离。怎样才能缩小法理念和教育现实的距离，缩小我国与先进国家的差距，是我国终身学习时期的重大课题。作为终身学习的重要组成部分的成人教育，在我国有了一段发展过程。在此，把我国的成人教育的发展历史，以及法律中对成人教育的理念的变化加以整理、分析，以便于进一步的研究。

キーワード …… 社会教育 生涯学習 社区教育 教育法

はじめに

中国の歴史・社会制度は他の国と異なっており、教育の歴史と現状及び未来にも固有な特徴をみいだすことができる。この点、社会教育にも中国独自の特徴をみいだせると思われる。今日中国も、世界の教育のながれに乗って、生涯学習時代に入り、その中心となる社会教育は、これから大きく発展していくことが予想される。世界各国の社会教育の経験を理解し、その成果を学び、失敗を避けて、中国における社会教育の発展を考えていくことは、重要である。

中国の社会教育を見る場合、日中両国の社会教育に関する基本概念の範囲とその表現を統一しておく必要があると考える。本論では、以下のように表現を対照させ、その意味する範囲を同じものとして見なすことにした。これにもとづき、本論では概念の混乱が生じないように、日本語の表現だけをもちいることにしている。対照させた表現は以下のとおりである。

(日本語)	(中国語)
社会教育	成人教育
生涯学習	終身学習
生涯教育	終身教育

他の国の社会教育の現状をとりあげる前に、まず中国社会の現状をふまえ、社会教育に関する法律や歴史を紹介しておきたい。

中国は、経済発展を続けており、将来に明るい展望がひらけているが、あらゆる局面に経済

発展の格差がうみだされ、多くの社会問題が引き起こされている。中国は現在 12 億を超える人口をかかえ、教育問題が多く存在している。例えば、1995 年の中国国家教育委員会の「教育統計報告」によると、中国の学生数は 2 億 9 千 255 万人に達するが、8 割以上が農村にいて、数多くの小・中学生が中退してしまう。その上、56 ほどの民族をかかえる多民族国家であるため、それぞれの歴史・伝統・文化があり、教育環境は複雑なものになっている。このような事情により、中国の教育において、入学、進学、就職、社会教育等の面で様々な社会的問題が生じている。義務教育の普及問題をはじめとする多くの悩みを抱えている中国の教育現状を考えてみれば、社会教育の難しさと悩みを想像できるだろう。例えば、社会教育経費・僻地社会教育・社会教育機会・教員養成・教職研究および社会教育方針など様々な問題がある。これらの諸問題を解決することは、極めて重要な課題である。

そのため、本論では、中国の社会教育の流れと、教育法の中の社会教育に係る内容との二つの部分を分けて、中国の社会教育の全貌をまとめていきたい。

一、中国の社会教育の歴史

中国の教育の歴史を考察するために、中国で一般的に受け入れられている社会発展段階の考え方によって、社会教育の歴史を以下の 5 段階に分ける。

1. 封建社会における中国の近代教育および社会教育に関する内容

中国の近代教育の発展は、かなりの変遷がみられる。半植民地・半封建社会の近代中国では、国レベルの統一的な教育方針が形成されていなかった。中国の近代学制の成立は、日本よりほぼ 30 年も遅れた。清朝末期のアヘン戦争を契機に、中華帝国へ、資本主義諸列強の侵略が相次いだ。また、国内においては、太平天国の農民革命軍が 15 年間にわたって清朝を分断した。この内憂外患の状況の下で、開明派は「近代化」学制を設立しようとした。半世紀くらいの争いを経て、学堂とよばれる新式学校が体系をととのえた。

アヘン戦争は、中国の農民に、初めて国家意識をめざめさせた。半植民地・半封建社会の中国には、教育に「平等」理念を初めて入れたのは、太平天国という農民革命の時期。1850 年～1864 年の太平天国運動は、全中国のほとんどすべての農民を巻き込み、清朝の支配を根底から揺さぶった。こうした事情で、太平天国の教育方針は、清朝に対立する農民にも平等に教育を施そうとするものであった。太平天国では、児童には貴賤を問わず、男女平等に普通教育が施されることとされた。とくに、婦人解放には注目し、纏足解きを実践した。婦人教育も重視され、太平天国には男女ともに受験資格が認められた。さらに、婦人部隊 40 軍があり、女兵 10 万人がいた。そして、兵士には、思想教育と軍事教育とが併せて施された。太平天国はキリスト教の独自の解釈に基づく宗教団体¹⁾なので、宗教教育においては、児童はすべて毎日礼拝堂

で『旧約聖書』と『新約聖書』を学ぶことという規定がある²⁾。かれらは徹底した反儒教の立場に立ち、農民たちの精神を束縛する封建的迷信からの解放をはかった。

外国からの圧力と不平等条約の締結、その上、太平天国軍勢力の拡大が清朝に圧力を加えたため、洋務派と維新派が中国歴史の舞台に登場することになった。

洋務運動は、1850年代から始まるいわゆる富国強兵政策である³⁾。清朝政府の封建統治を維持するため、外国から学ぼうとした官僚は洋務派とよばれ、洋務学校を設立した。これは学制組織の前身となるものであり、外国の資本と緊密な関係を保ちながら軍事・政治・経済に関して教育をおこなうものであった。その教育の内容は、軍事工業と外国語を中心とするものであった。また、教育方針は「中体西用」的なエリートを養成することにあった。その後、次々と新式学校を開設、それらの学習の内容としては、軍略・数学・工業・艦政の諸学であった。その同時期の1872年から、アメリカへ留学生を派遣し始めた。洋務派の目標は、封建社会を維持・補強するための「富国強兵」であった。

清朝が外国に連続して敗戦したのにしたが、洋務派はその政治的立場を追い込まれた。洋務派の次に、登場したのは民族資本家階級と開明的な地主階級の政治的要求を代表する維新派であった。しかし、1889年に、3ヶ月にわたった改革運動は、結果として100日で失敗した。維新派の建議に基づき、皇帝は次のような改良された教育方針を示した。科举に八股文を廃止し、策論を課す。科举に経済特科を正科とする。実験は実学・実政を主として、旧法によらない。そして、各省に中・小学堂をおこす、京師大学堂を創設する。鉄路・鉱務などの専門学堂の開設を海軍学堂開設を準備する。各省学堂に命じて農業・農学の書籍を広く翻訳させる。各省に婦女の纏足禁止を勸奨させる⁴⁾。

清日戦争以後、多くの人間の努力の歴史的な成果として、中国の教育はようやく本格的に近代化の時代に入った。

第一次世界大戦中の1915年1月18日、日本政府は中国の袁世凱政府に21カ条の要求を突き付けた。その内容は山東省内にドイツが持っていた利権を日本が受け継ぐこと、旅順・大連の租借期限を99年に延長すること、日本人を中国政府の顧問にすることなど、いずれも中国の主権を侵すものであった。このような状況になり、中国人としての危機意識が深まるなかで、1916年『新青年』が発刊された。陳独秀がその創刊号の巻頭に「青年に訴える」の一文を載せ、奴隸的・保守的・退嬰的・鎖国的・虚文的・空想的な生き方を拒否した。自主的・進歩的・進取的・国際的・実利的・科学的であれと呼びかけた⁵⁾。『新青年』は「民主」と「科学」を2大スローガンとして、旧思想・旧文化・旧道徳・旧習慣・旧政治などを徹底的に批判し、個人の独立、個性の解放をその原点から追求するものであった。この主張と実践はやがて新文化運動と呼ばれ、当時の中国の青年知識人に広範な影響を与えた。

2. 1949年以前の国民党政権と共産党政権における社会教育

清朝が倒れた後、中国は長い内乱の時期が続いた。このように社会形態が変わりつつある状況での、国民党政権下の教育事情は、現代の中華人民共和国においては、それほどあきらかにされていない。それは、1949年以降、国民党は台湾での政権でしかないためであるが、この時期の教育に関する研究は解明されるべきだと考える。とくに、この時期に、中国の社会教育が芽生えたとみられる。

中国は長年にわたる半植民地的・半封建的支配から生みだされた膨大な非識字者をかかえていた。その「文盲一掃」のために、民間と政府によって多くの努力がなされた。

民間運動としては、第一次世界大戦後におきた平民主義運動はその発端をなすものであった。これは、中等以上の学校に学ぶ学生生徒が主体となって、本校に民衆のための平民学校を付設し、無料で読み書きを教えようとする運動であり、平民教育のために大きな貢献をなした。この運動は、読書運動と識字教育に重点をおき、全国で300万人以上の参加者をえたといわれている。またその次に起った郷村教育運動も「文盲一掃」のために大きな役割をはたした。この運動は学校や地方公共団体を中心とするもので、農村の一地区において実施されし、単に識字教育のみならず、生産教育や公民教育をも含めた総合的な実験的試みであった⁶⁾。

国民政府が最も重視したのは「文盲除去」の識字運動だった。1929年、国民政府は「識字運動宣伝大綱」ならびに「民衆教育館暫行規程」を公布し、1934年には「民衆学校規程」を發布した。これらから平民教育における識字運動が、まず社会教育の最初の一步として位置づけられていたと考えられる⁷⁾。識字教育については1947年に公布された中華民国憲法においても明文化され、基本教育をうけていない国民のために補習がもうけられ、社会教育的な内容が含まれていた。160条第2項がそれである。「すでに学令を超え、基本教育を受けていない国民は、一律に補習教育を受け、学費を免除され、その書籍もまた政府がこれを供給する」。また、163条では、社会教育を特に重視して次のような規定となっている。「国家は、各地区教育の均衡発展を重視し、かつ社会教育を推進し、もって一般国民の文化水準を向上させなければならない。辺遠および貧瘦地区の教育文化の経費は、国庫からこれを補助する。重要な教育文化事業は、中央がこれを処理し、または補助することができる」⁸⁾。

そして、国民政府は1914年に教育部を一庁三司に分け、社会教育司を普通教育司、専門教育司と並置した。このことによって最初から社会教育が政府によって重視されていた事が分かる。また、これによって社会教育施設が制度化されていった⁹⁾。1929年国府公布、1931年修正の「中華民国教育宗旨及其实施方針」の中で、社会教育に関しては、次のように規定されている。「社会教育は人民に現実的な情況を認識させ、民族の意義を明確にさせ、更に近代都市及び農村生活の常識、家庭経済改善の技能と公民自治の技能、公共事業や森林畑田を保護する習慣、養老、慈善、防災、互助の美德を養成せねばならない」¹⁰⁾。実質的な近代国民の養成をめざしたことが分かる。

社会教育の施設は国立、省立、県立に分けている。次のようなものがある¹¹⁾。

国立 中央図書館、中央博物院、科学教育館、礼楽館、社会教育学院など。

省立 図書館、科学館、美術館、国民体育館、民衆教育館、民衆学校など。

県立 民衆教育館、附属図書館、補習学校、民衆学校、簡易体育館など。

この中で注目すべきものは、蒋介石総統治下の中国大陸における「民衆教育館」というものである。当時中国の社会教育施設のうちで最も特色のあるものの一つは、この民衆教育館の組織である。それは、地域住民啓蒙の目的をもって設置された施設だった。1927年江蘇省が設立して大きな成果をおさめたので、その後各地に続々と設けられ、1929年には教育部が「民衆教育館暫行規程」を制定して、これを民衆教育実施の中心機関とした。当時の民衆教育館は実に多方面の事業を行っていた。その最低限度の事業として次のように規定されていた。それは、文字教育、生計教育、休閒教育、科学教育、芸術教育、社交教育、政治教育、家事教育、健康教育である。

当時各省は行政督察専員区、又は地方情況によっては別に民衆教育輔導区を分つて、毎区に民衆教育館1所を、各県は少なくとも県立民衆教育館1所を設けなければならなかった。私人も民衆教育館を設立できるが、主管教育行政機関の許可を要することになっていた。1936年度全国民衆教育館の合計は1,612カ所であったが、戦争中の1941年においても、各省市に59の民衆教育館が保持されていた¹²⁾。また、第二次大戦後の台湾には、各地に「社会教育館」が配置されて、その地域の社会教育の中心的役割を担っている¹³⁾。

その一方、中国の国内戦争下で、1928年に、共産党が、ソビエト政府を樹立し、成人教育に大きな関心をはらった。その当時の大衆教育計画は、子どもより成人に重点がおかれていた。成人のための教育は非常に多様な方法で行われた。この中で文字クラスの例をあげる。1944年の指令で、次のように勧告している。「文字クラスに学ぶものは、すべて200の新しい文字を学び、それを読み、書き、用いることができるようにならねばならない。もし大衆の要求があるならば、これとは別に、珠算や必要な語句や衛生に関する一般的知識を、その地域との密接な結びつきのもとに教えることができる」。なお、軍隊においても識字教育が非常に熱心に行われた。この他に、夜間学校が設けられたり、婦人のための学習が計画されたり、学校の生徒を通じて家庭の大人を教育したり、労働者が食事や休憩の時間に文字を学ぶことができるように処置を講じたりすることによって、成人教育に大きな成果をあげた¹⁴⁾。

共産党側は1934年1月に、「憲法大綱」を採択した。そのうちでは、次のように教育方針を掲げている¹⁵⁾。「ソビエト政権の区域では、労働者・農民・赤軍兵士及びすべての勤労人民とその家族は男女・種族・宗教を問わず、ソビエトの法律の下で一律に平等である」(第4条)、「中華ソビエト政権は、労働者・農民・勤労大衆の教育を受ける権利を保障するために、革命戦争の許す範囲内で、完全に免費の教育を普及し、まず、若い労働大衆の間に施行する」(第12条)、「中華ソビエト政権は、中国領内の少数民族の民族自決権を承認する」、「各民族がその民族文

化と民族語を發展させることを援助する」(第13条)。ここには、教育における「平等」の意識が強く表れている。

日中戦争中の1940年、共産党政権の解放区の教育方針は次のように規定している。「国民の文化水準と民族覚醒を向上させる目的のもとに、普通・義務・免費の教育を施行し、学校教育を健全ならしめる」、「自然科学教育を強化し、科学者および専門学者を優待し、民衆に字を教える運動と文化娯楽活動を展開し、計画的に、順序をおって、文盲を一掃する」¹⁶⁾。

3. 建国直後期の中国新教育の確立期（1949年　1966年）

1949年に中華人民共和国が成立をみたことは、長い歳月にわたり列強諸国の侵略を受け、封建主義的諸制度のもとに瀕死状態だった中国において、社会主義による新しい国家の建設が始まったことを意味している¹⁷⁾。絶え間ない内戦や混乱のために、大衆は貧・窮・弱の苦しみを味わってきた。ここに新しい中国の誕生の歴史的な意義があり、教育においてもこの新国家樹立は大きな意義をもっていた。中国革命の歴史は、そういう意味で巨大な反帝・反封建という戦いであるとともに、すぐれて教育的な人間変革のための民衆教化運動、人間理想へのあくなき挑戦の歴史といえる¹⁸⁾。

さきに国民政府期の社会教育活動についてとりあげたが、結果的に、中国の教育状態は、非識字率がたいへん高いままであった。1949年中華人民共和国成立当時、総人口5億5千万人のうちの80%以上、農村では実に95%以上が非識字者であり、学齡児童の入学率はわずか20%前後にすぎなかった¹⁹⁾。このような困難を乗り越えようとして、登場してきた中華人民共和国は、建国の当初から教育に大きな力を注ぎ、非識字者をなくすことをはじめ、農民や労働者のための教育の普及に努めるとともに、国家の建設と人材の養成確保のために、全力を尽くすことになった。

1949年から1966年までの17年間は、建国直後期と呼ばれており、多くの教育政策が行われた時期である。

この時期、中国は、長年にわたり「抗日戦争」「解放戦争」「抗米援朝」(アメリカと戦い北朝鮮を支援すること)を経験した直後であり、国家の安全と建設のために、青年教育を優先した。これは1954年の憲法からみてわかる。その94条の第2項は「国家は、青年の体力および知力の発達に特に配慮する」と規定している。この条項を見ると、児童・生徒の教育に対して青年教育を特に重視していたようである²⁰⁾。

また、この時期、新設学校が増え、学校体系を整備するために、1951年10月に、「学制改革に関する決定」が公布された。そのうちでは、時代の特徴を持つ社会教育がみられる。それは「政治教育」という社会主義の新しい中国式の特有な社会教育である。また、中国の農村人口が多いという状況に応じて、「半労半読」「半農半読」²¹⁾という教育政策も中国式である。その他、余暇学校も同じく中国のその時代の産物だと言えよう。

当時、全面的発展を教育目標とする識字運動が行われた。青年や成人を対象とする「労働者農民速成初等学校」「識字初等学校」「夜間初等学校」などがそれである。「労働者農民速成初等学校」は農民を対象に識字教育を行うための学校であり、また、「識字初等学校」は、都会の非識字者のための学校という特徴をもつ社会教育的な教育施設である。同時に、政治教育については、各種の「政治学校」「政治訓練クラス」が設けられた。各級人民政府は、政治学習と実業学習の要請に応じて、多種多様な「補習学校」「通信学校」または「盲・聾・啞等の特殊学校」を設置し、身体の障害をもつ児童・青年および成人を対象とする機関を設けた。

これらは、中国の社会教育が学校教育と同じように、国家の革命運動の一環として人民への教育を推進しようとした点に特質がある。しかし、伝統的な教育の束縛から完全に脱却することはできず、建国直後の困難な条件にも制限され、過渡的な性格をもつものであった。中国の実情に立脚し、中国の長年の教育経験とりわけ解放区の教育経験に基づいて制定されたものであり、「教育は国家建設に奉仕するためのものである」「学校は労働者と農民に門戸開放されるべきである」という方針を反映していた²²⁾。また、各種の「幹部学校」「夜間学校」の社会的地位が確立され、労働者、農民および幹部が教育を受ける機会と、在職人員が再教育を受ける機会が保障された。また、各種の技術学校がつくられ、各種のルートを通して青年と成年の技術教育を受ける機会が保障された²³⁾。

農村部においては「半労半読」「半農半読」という教育政策がとられた。それは、半日労働と半日勉強の形をとった各種職業（技術）の教育方式のことである。この政策は、児童だけではなく、農民の全体を対象にしていた。この形の教育においては、学生たちは、半分の時間を利用して勉強し、半分の時間を使って労働に従事する。具体的には、状況によって「半日制」「隔日制」「隔週制」とされ、農業の忙しい時は農業生産活動に従事し、収穫後の暇の期間を利用して大いに勉強するといった多種多様な教育方式が現れていた。

余暇学校という教育方式も注目すべきである。それは、余暇を利用して、在職人員（幹部、労働者、農民、戦士、等を含む）に対して、政治・文化・科学・技術等の教育を行うものである。教育の普及や、全民族の教育水準の向上や、三大差別の縮小等の面において意義があった²⁴⁾。（三大差別とは、中国の当時の教育状態を現し、都市部と農村部、労働者と農民、頭脳労働と肉体労働の差別を指す。）この種の学校は、主に生産部門・企業団体・機関団体・全日制学校が運営するものである。その教育の実施機構としては、識字学校（文盲一掃学校）・余暇初等学校・余暇中等学校・余暇高等学校・短期訓練クラス等がある。教育方法は、集中講義・通信教育・ラジオやテレビによる教育等である。修学期限は、比較的柔軟性を有し、学校や学級のそれぞれの要請によって数週間の短期間のものから数年間の長期間のものまでであった。

一方、この時代の教育のもうひとつの特徴といえば、知識人に対する革命的政治教育で、これはかなり重視されたが大きな弊害を生み出した。1957年から、中国独自の社会主義建設の道を模索する段階に入り、当時の左偏りの誤った思想による指導のため「教育大革命」で重大な

誤りを犯し、教育の本質に反する多くのことが実行され、多数の知識人を傷つけ、各レベルの教育学校は急激な壊滅という異常事態が発生した。具体的には、学生が教壇に立ち、専門学者が教えを受けるという混乱した様相を呈するに至った。「労働生産を正式な授業とし、教師、学生は労働に参加しなければならない」という教育方針で、懲罰として労働に参加させるケースも現れたことなどが、その典型である²⁵⁾。

以上の社会教育の体系は、学校教育と一緒に、建国直後の時期において、基本的に国民経済の発展の要請と国民学習の要求に適応しようとしたものである。また、極度に左傾化した学校教育の現場が生み出されたことで中国教育には大きな不安要素が潜むこととなっていた。そしてこれが「文化大革命」をうみだす背景の一つにもなる。

4. 文化大革命時期（1966年～1976年）

中国の「文化大革命」は、1966年から1976年までの10年間に及ぶ社会的動乱であった。この時、中国の教育は、全面的に破壊された。学校の指導幹部は「反動分子」「反革命修正主義者」、ベテラン教師は「反動的学術権威者」、優秀な若手教師は「修正主義の卵」、そのほかの教職員は皆「ブルジョア知識人」と陥れられ、批判、闘争、差し押さえ、家財没収、労働による改造など、彼らを敵とみなしての「プロレタリアート独裁」が横行した。学生は「紅衛兵」を組織し、全国で「大串連」（連帯活動）をくり広げた。その後、派閥闘争、武力闘争と権力闘争を展開し、社会はますます混乱した²⁶⁾。

「文化大革命」期には、「革命教育」と「学制短縮」といった誤った教育政策によって小学校から大学校までの全ての学校の学制が短縮され、中等教育の仕組みが単一化された。職業中学校、農業中学校、成人教育機構が全部撤廃された。このときの教育は、教育の理念によってではなく、「政治的な争いに支配」²⁷⁾された。教育界における学校長や教師、とくに学術上有能な専門家や教授たちが厳しく抑圧され、多くの教師が批判闘争にさらされ、農村に下放された。教育事業は大いに乱れ、質的にも量的にも急激に下降状態に陥った。大学の数が減らされて、とくに1966年～1969年の4年間、学生を募集することを中止した。1970年と1971年から、試験的に労働者・農民・兵士を募集し始めたが、その授業の内容は依然として階級闘争に関するものばかりであった。

「文化大革命」がもたらした教育への被害は、計り知れないほどのものとなった。この時期、教育は革命を行わなければならないとの方針で、教育革命としての政治教育を中心になっていた。それは、毛沢東の教育路線を貫き、古い教育制度全体に徹底的な革命を行うことである。社会教育といえば、紅衛兵運動や毛沢東思想宣伝隊などの活動があった。これらの運動の特徴は、政治中心、とりわけ毛沢東思想中心の教育にむかうことである。教育革命の中で教育内容が毛沢東思想に集約され、単純化されたという問題があり、失敗した社会教育といえる²⁸⁾。

5. 現行の中国の社会教育政策

1976年を分水嶺として、中国の政治は、文革から「四つの現代化」(工業、農業、国防、科学技術現代化)へと大きくその流れをかえた。それは、一般に「脱文革」といわれている。いわば精神革命から物質的豊かさ追求への大転換である²⁹⁾。

中国「文化大革命」中、人々は人間の欲望をすべて否定され、禁欲的生活を強制された。1976年の終わり頃には、その反動として公然と欲望の充足を求めようになり、学習したい、進学したいという教育への熱望が非常に強いものとなっていった。その時から中国教育の爆発的な拡大・発展の時期に入り、社会教育も大きく発展している。

1980年代の改革開放政策以後、経済、教育の新しい状況は、社会教育の改革と発展のスピードアップを促し、政府は、社会教育を重視して新たな措置をとった。1987年6月国務院が「成人教育の改革と発展に関する国家教育委員会の決定」を通達し、社会教育は「一に改革、二に発展」の方針を決定した。93年1月、「成人高等教育の一層の改革と発展に関する意見」を發布し、社会各層の力を動員して、多様な形式、多レベル層、多様な規格の社会教育を積極的に支持し、興すように指示した。93年2月「中国教育の改革と発展の綱要」で「各レベルの職業教育と社会教育を大いに発展させなければならない」と再度強調した。1995年3月發布の「中華人民共和国教育法」は、生涯学習システムを段階的に完成させ、法律が社会教育の迅速な発展を保証し推進することを表明した³⁰⁾。

1995年3月18日、第8期全国人民代表大会第3回会議で「中華人民共和国教育法」が採択され、同日、中華人民共和国主席令第45号として公布され、同年9月1日から施行された。

「中華人民共和国教育法」は、全10章84条から成る法律である。

その構成は、以下のとおりである。第一章の「総則」、第二章の「教育の基本制度」、第三章の「学校及びその他の教育機関」、第四章の「教師とその他の教育関係者」、第五章の「教育を受ける者」、第六章の「教育と社会」、第七章の「教育投資と条件整備」、第八章の「教育の対外的交流と協力」、第九章の「法的責任」、第十章の「付則」。

教育法は、本法の目的を「教育事業を発展させ、全民族の素質を高め、社会主義の物質的文明と精神的文明の建設を促進するため」とする。教育方針も「教育は、社会主義現代化建設に奉仕しなければならない、生産労働に結合しなければならない、徳育、知育、体育等の面において全面的に発展できるような社会主義事業の建設者と後継者を養成しなければならない」と定められている。

教育法には、その第一章に「生涯教育」という言葉が出てきており、次のように書かれている。「国家は、社会主義市場経済の発展の必要に応じて、教育改革を推進し、各級・各種の教育の調和的発展を促進し、生涯教育システムを整備する」。

第二章の第19条は、「国家は、職業教育制度と社会教育制度を実施するものとする」と規定している。さらにそこで次のように具体的に規定していることから、成人の社会教育を重視す

ることが分かる。「各級人民政府、関係行政部門及び企業・事業組織は、措置を講じて、公民が職業学校の教育或いは各種の職業訓練を受けることを発展させ、保障するものとする」。「国家は、各種形態の社会教育の発展を奨励し、公民に適当な形態の政治・経済・文化・科学・技術・職業教育及び生涯教育を受けさせる」。

過去に経験したことの無いスピードで発展を続ける中国では、建国以降力を入れてきたにもかかわらず、「非識字者」の教育問題が、完全に解決できないでいた。1980年4月19日の「人民日報」によると、全国の「文盲」数は1億4～5000万人、学齢児童の90%は一応入学するが、卒業まで学ぶ者は学齢児の60%。しかも、小学校卒業の学力をほんとうに身につけるのはその半分にすぎないとのこと³¹⁾、である。これに応じて、教育法は、第二章の第23条でこう規定している。「各級人民政府・地方の大衆的自治組織及び企業・事業組織は、各種の措置を講ずることにより、文盲を一掃する教育事業を推進するものとする」。中国の「文盲」問題が、いまだに身近な問題であることがわかる。とくに、実際には農村部にこの現象が多く見られる。子どものうち、学校にいけなくて字を読めない子がいるのだが、成人により多くみられるのである。

生涯教育の重要性は教育法の第五章の第41条により位置づけられた。「国家は、公民の生涯教育を受けるための条件を整えるために、学校及びその他の教育機関、社会組織に応じて各種の措置を取り得るように奨励するものとする」。

中国において設置される社会教育施設の種類は教育法の第六章の第50条に位置づけられた。「図書館・博物館・科学技術館・文化館・美術館及び体育館（場）等の社会公共的な文化・体育施設並びに歴史文化的古跡と革命記念館（地）は、教師・児童・生徒・学生を優待し、教育を受ける者の教育を受けるための有益な条件を提供するものとする」。

校外教育について、第六章の第51条に規定されている。「国家・社会は、未成年者に対する校外教育をするための施設を設置し発展させるものとする」。「学校及びその他教育機関は、当該地域のそれぞれの大衆的自治組織・企業・事業組織・社会団体と相互に協力し未成年者に対する校外教育活動を強めるものとする」。

社会教育の高等教育機関の種類は、ラジオ・テレビ大学、職業・農民大学、通信大学、夜間大学と専門通信教育学院である。それらの修学年限は、一般的に3～4年である。

仕事をしながらの成人を対象とし、高等教育における独学試験制度が設けられている。科目別の試験の合格者に科目成績証明書が授与され、修学年限はないが、合計した成績が正規大学や専門学院の卒業要件レベルに達した者には、その卒業証書が授与され、その学歴は制度的にも社会的にも認められている。

中国は1978年「改革開放」政策をとって以来、法制面の健全化を図ってきた。1982年に憲法を制定したため、それにともない多くの法律・法規が制定された。これにより、中国の政治・経済と社会生活の主要な分野において、法律によって対応を考えるべき局面が多くなってきた。

90年代に入り、都市・農村の各レベル教育の総合改革と学校内部の教学改革が一層進展した。

その範囲は広く、内容も複雑である。そのうち、農村教育に対する教育改革方針は、普通教育、職業教育、成人教育の「3種教育の統一計画」を実施している。すなわち、生徒、学生募集、経費、教師、施設、教育内容などについて統一的に計画し、組み合わせを改善して教育資源の全体的有効性を発揮させるとのことである。同時に農村の経済発展、科学技術の普及、教育の発展などに対して、総括的な計画を立て、統一組織を作り「農村における科学と教育の一体化」を実行している³²⁾。このように多様で複雑な方策がとられたのは、経済・文化の発展に地域によって大きな格差があるため、全国一律に実施することが不可能だからである。

二、中国教育法の歩み及び社会教育に関する内容

1. 中国の教育法の歩みと社会教育に関する内容

現在の中国の教育法は、1995年に制定された。その制定過程をみることにより、社会教育の成長も明らかにできる。

1949年、中華人民共和国が成立した当初、教育については、いろいろな困難を克服することを課題とした。そして、非識字者をなくすことをはじめ、農民や労働者、その子弟のための教育の普及に努めるとともに、国家建設のための人材の養成に全力を注ぎ込むこととなった。このようなことが、1954年の最初の憲法に反映されている。1954年9月20日、中華人民共和国第1期全国人民代表大会第1回会議は、中華人民共和国憲法を採択した。この憲法の94条は、公民の教育権の享受およびそれを保障する方法についての規定であり、また建国後初めての教育条項である。同条第1項は「中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利を有する。国家は、各種の学校及びその他の文化教育機関を設け、徐々に拡大することによって、公民がこの権利を享受することを保障する」³³⁾と規定している。

その後、イデオロギーの激しく対立した時代では、中国の教育方針は政治的な色彩が強かった。1975年1月11日、第4期全国人民代表大会第1回会議で、憲法の修正が採択された。この憲法は、中国の「文化大革命」時代の政治的な闘争の産物であり、106条からなる1954年憲法は30カ条にまで縮小された。憲法94条の教育条項もカットされた。わずかに「公民は、労働の権利を有し、教育を受ける権利を有する」という文言が第3章の市民の基本的な権利の中で規定されているほかに、教育条項は定められなかった。

1978年3月5日、第5期全国人民代表大会第1回会議で、新たに憲法の修正が行われた。教育条項(教育方針)については、まず総則の13条で次のように定められた。「国家は、教育事業を大いに発展させ、全国人民の文化・科学水準を高める。教育は、プロレタリア階級の政治に奉仕し、生産労働と結びつき、教育を受ける者を、徳育・知育・体育のいずれの面でも成長させて社会主義的自覚をもつ、教養を備えた勤労者に育てあげるようにしなければならない」。この総則に従って、同憲法の第51条で、教育権が次のように規定された。「公民は、教育を受

ける権利を有する。国家は、各種の学校及びその他の文化・教育施設を逐次ふやし、教育を普及させることによって、公民がこの権利を享受できるように保障する。』また、同条の第2項は、「国家は、青少年の健全な成長に特に配慮する」と規定している。これは、1954年憲法94条の第2項「国家は、青年の体力および知力の発達に特に配慮する」に対する修正である。この修正によれば、元々の青年教育のみを重視する政策に代えて、「青少年の健全な成長および教育の普及」に力を注ぐようになったことが分かる³⁴⁾。

その後、1982年12月4日に憲法が修正され、さらに、1988年4月12日、第7期全国人民代表大会第1回会議で憲法の修正案が採択された。同憲法総則の第19条は、国家の教育振興策を次の5項目にわたって規定している。「1. 国家は、社会主義の教育事業を振興して、全国人民の科学・文化水準を高める。2. 国家は、各種の学校を開設して、初等義務教育を普及させ、中等教育、職業教育および高等教育を発展させるとともに、就学前の教育を拡充する。3. 国家は、各種の教育施設を拡充して、文盲を一掃し、労働者・農民・公務員その他の勤労者に対し、政治・文化・科学・技術および実務についての教育を行い、自学自習して有用な人間になることを奨励する。4. 国家は、集団的経済組織・国の企業・事業団体及びその他の社会組織が、法律の定めるところにより、各種の教育事業に取り組むことを奨励する。5. 国家に通用する共通語を普及させる。』

この5項目の教育総則に従って、さらに同憲法46条に「中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利および義務を有する。国家は、青年・少年および児童を育成して、かれらの品性、知力および体位の各分野における全面的な成長をはかる」との規定がある。

中国では、建国後の国レベルの教育関係の法律は極めて乏しかった。教育活動は、主に行政命令や政府報告によって運営されてきた。1980年、建国以来最初の教育関係法律である「学位条例」が公布された。その後「義務教育法」「教師法」「文盲一掃活動条例」「障害者教育法例」など十数件の法規が公布された。その後、地方教育法と規約が大量に作られた。1991年の『中国教育年鑑』の統計によれば、1986年～1990年の地方教育立法は、基礎教育・職業教育・成人教育・高等教育などの分野にわたって合計201件にのぼる。その具体的な数字は、次の表のとおりである。

制 定 年 度	総計	公布機関		教育法の対象分野			
		人民代表	人民政府	基礎教育	職業教育	成人教育	高等教育
1986	52	23	29	41	3	6	2
1987	53	16	37	35	8	9	1
1988	34	9	25	26	4	2	2
1989	38	10	28	28	1	9	0
1990	24	8	16	16	2	5	1
合計	201	66	135	146	18	31	6

(1991年、『中国教育年鑑』人民教育出版社、p66より)

この統計によると、地方教育法規が1986年から急激に増加したもので、総計201件中、社会教育に関する法規は31件である。

中国では、教育法体系の形成は、初めに義務教育法が制定され、その実施の過程で、201件の地方教育法規や規約が制定されるという順序をとった。これらの地方教育法規や規約の実施の中で、教育の面で依拠し得る国レベルの法律がないという問題が明らかとなり、1995年の「中華人民共和国教育法」が制定される理由の一つとなった³⁵⁾。

国家教育委員会は、1985年から教育法の起草に着手した。以後10年間、起草作業の中で現れた基本的な問題について、国家教育委員会は幅広く、深く調査研究を行い、一連の特別シンポジウムを開いたほか、全国的な討論会を5回も開催した。1994年のはじめ、社会各方面の意見を聞き、国家教育委員会は再び同法草案を修正し、全国人民代表大会に上程した。また同教育法案の制定過程においては、外国の長所をできるかぎり吸収した。起草グループは、外国の教育法に関する資料を豊富に収集した。それには日本・韓国・イギリス・アメリカ・ドイツ・フランスなどの憲法、教育法規が含まれ、分量は全部で200万字を上回る。このように、イデオロギーの違いを越え、他国の100年以上にわたる教育立法の蓄積をも活かして、「中華人民共和国教育法」は制定された。

2. 中国の社会教育の施設および活動

現在、中国の社会教育を行っている機関・団体には、国務院部委員会・省・県・郷などの各レベル行政機関以外に、各種労働組合、共産党青年団・婦人連合会などの諸団体、民主諸党派、社会団体、集団経済組織及び個人がある。教育形態と施設は、TV放送大学(テレビ大学)、労働者高等教育機関、農民高等教育機関、管理幹部学院、教育学院、通信教育学院、普通大学付設の成人教育、衛星テレビ放送教育、高等教育学校の卒業資格認定試験、などがある。さらに、成人中等専門学校、成人中・高校、成人技術養成学校、農民教養技術学校、農業テレビ学校、及び中等専門学校による卒業資格認定試験などの成人初等・中等教育がある。その外に多くの研修、養成、補習的な学校がある³⁶⁾。そして、娯楽的な社会教育の施設は、大人を対象する「文化宮」と、子どもを対象する校外施設の「少年文化宮」がある。

1978年以来、中国の社会教育の著しい効果が、多くの分野で発揮された。まず、非識字者除去の教育が、積極的に推進された。2000年には青壮年の非識字者は、基本的にゼロになった。次に、その制度は在職中研修など継続的教育をおこなうことを社会教育の重点としている。また、成人の中等・高等学歴教育を強化した。同時に、伝統教育の枠組みを超え、遠距離教育を広く進め、成人が教育を受ける機会を広げた。それに加え、社会各階層による学校運営を大に奨励した。民営学校は多種多様で、多くの従業員や各種の社会人を養成し、経済・社会発展につれて各分野で必要とされる人材のニーズに応え、国民の素養を高め、社会教育の発展に大い

に貢献している。そのほか、社会教育に対する科学的研究がさかんになった。1981年に「全国成人教育協会」を設立し、その後、「中国生涯教育協会」、「中国勤労者教育研究会」と「中国老年教育協会」を設立した。『中国成人教育』『中国成人教育情報誌』などを代表とする成人教育新聞雑誌は、すでに数百種にのぼっており、多くの社会教育研究課題が研究されている³⁷⁾。今後、中国の社会教育の歴史と従来との関係の法律を良く検討し、社会教育の法律を作り、それにもとづいて施設を多く設置し、中国の教育、社会教育のレベルを高めて行かなければならないと思う。

中国教育に関する法体系は、最近、教育法規として体系的に整備されたものである。建国当初、教育方針が示され、その後10年間「文化大革命」の屈折を経て、今日まで半世紀未満の間に教育方針が何度も修正を加えられた。1978年の「改革開放」政策以来、法制面で健全化が図られ、1982年に憲法を制定した他、多くの法律、法規によって検討すべき事象がふえてきた。こうして教育方針が1995年の教育基本法として制定されたのである。

現在、中国では、「教育は社会主義建設に奉仕しなければならない」という従来からの教育方針から、経済重視志向の教育方針に転換させようとする時期にある。国民の所得水準の向上、経済成長が躍進を続けるにつれて、人間性の回復の要求など、歴史上にはみられない生活構造等の変化をもたらした。人々において生きがい、仕事、余暇、人間関係など、いままでみられない生活構造の変化が起きている。例えば、発展にともなう様々な問題が生じ、とくに都会と農村の格差が激しくなっているという問題は深刻である。経済や文化格差による国民の不満は、高度発展を遂げている中国の隠れた危機といえる。中国の都会部では、現代人の問題とされている人間疎外から、人間性の回復という欲求が次第に強くなってきている。そして、生活水準の向上と生活の安定、余暇の増大によって、人々の要求が余暇活動の量的充実から質的充実に移行してきた。都会の人々にとって余暇は次第に日常化してきている。現実には社会教育が「国家」や「経済」から、「個人」に政策の力点が移ってきている。したがって、これからの余暇活動には、いつでも、だれでも、気軽に参加できる余暇活動社会施設が望まれる。また、様々な生活習慣を持つ民族地域と、経済的に貧しく教育の充実度が低い地域が、中国の農村に多く存在する。それら地域では、社会教育の機能を発揮するための充実した設備が整っていない状態にある。

このような問題を解決する最善の方法としては、普及性及び多様性という役割を持つ社会教育の施設を作るのが、中国の複雑な現状に適合すると考えられる。このような施設で、学校でやるべきことを補足したり、また時代の急激な変化によって、成人が昔の学校で学び得なかった新たな内容を追加教育することができるようにしていく必要がある。

社会の発展のために必要とされるのが教育であり、教育はその社会（生活）の現状によって左右される。世界の先進国では、社会教育の施設が欠かせない社会施設となり、人々の生涯学習に役立っている。それと同じく、中国の現状には、地域や人間をもっと強く結びつけるため

の社会施設が必要になる。激しい格差、失業、民族問題等に直面する中国社会においては、その問題を解決する手がかりとしても社会教育を普及させ、その活動を活発化する必要がある。とくに、現在中国で深刻な失業者問題の、解決方法として、社会教育の果たす役割は大きい。開放以後、社会主義市場経済体制の確立、産業構造の調整、労働力の大量移動などから、教育に対しての新しいニーズが生まれてきた。労働雇用制度の改革で、職場獲得競争、業績による報酬制が浸透したため、人々は職場確保の必要に迫られて学習せざるを得なくなった。また、リストラ後の再就職の場合も、職業訓練、再学習が必要となってきた。失業者は、学習を通じて自分の生きがい、新しい職業を見つけるために、現実的に「学習」を提供する社会教育施設が必要とされてきている。また中国では女性が男性と同様に働いているので、女性の学習にも専門的な社会施設が必要になる。女性が「天の半分を支えている」という諺のとおり女性の社会進出は進んでおり、女性が家庭、子育て、職業などの学習欲望を満足できるかどうかということは、全社会の発展に関係ある重要なことでもある。

そして、少数民族地域においても、必要である。「中華人民共和国教育法」の「総則」の第10条では、国家が、少数民族の特性と必要に応じて、すべて少数民族地域の教育事業の発展を支援するとともに、へき地・貧困地域の教育事業の発展及び障害者の教育事業の発展をも支援すると規定している。

中国は1人あたりの、耕地面積も、資源も、水も、世界的に見て極端に少ない国である。唯一、世界最大の資源は、人口である。1992年に共産党大会で「社会主義市場経済化に向かう」という政策が形式的に決定された。この政策をスローガン化したのが「教育と科学による立国」であり、人間資源の開発に発展の活路を求めようとしている。中国の教育は、巨大な産業である。1949年、新しい中国を建国してからの「文盲一掃」運動によって、中国は非識字状態の解消は歴史的に見てもっとも短期間に実績を挙げた国の1つである。非識字状態の解消のための成人教育や幼児教育を除いた正規の各種教育機関に在籍する生徒・学生は、1998年実に2億9,334万人で、ほぼ3億人、全人口の23.5%を占める。そのうち、小学校在籍者は1億3,954人、(全人口の11.2%)、職業専門学校を含む中等教育機関在校生は7,514万人(6%)、高等教育機関在籍者は341万人(0.27%)、非識字者のための教育を行っているところを除いた準正規の社会教育諸学校在籍者は7,497万人(6%)である³⁸⁾。建国以来の52年間、中国の教育には幾多の紆余曲折があった。しかし、教育面での発展は、比較的早く、各種教育機関はこの52年間に数倍から数十倍に増加した。とくにここ20年間の発展は著しい。中国政府が教育に力をいれており、国民の教育、学習関心も極めて高い。しかし、中国の社会教育の主な問題としてとりあげられるのは、社会教育施設の不足と貧困さである。以上のように中国の社会教育には様々な問題が存在している。そのため、解決方法も違うところが多いだろう。中でもとりわけ注目されるのは、生涯学習に通じる地域づくりであり、中国語でいわば「社区教育」という課題である。今日、地域社会形成の根底的要素である住民の居住そのものが、個人の意思をこえ

た経済その他、外的社会要因によって規定されている。ひとりひとりの生活や地域社会そのものが、国際社会の一部として広い世界と結びつき、その構成要素となるとともに、影響を及ぼし及ぼされるという関係にある。その意味で地域固有の課題が全社会的課題につながる時代、全社会的課題が地域課題なのである。

今、中国の大都市で、社会の基盤をなす地域社社会が変わりつつある。「社区」という外国に耳慣れぬ概念の組織が生まれ、発展している。「社区」は中国の発展の歴史や実情の中から生まれてきた独特の組織であり、また、独特の役割を果たしている。今、中国の大都会の市民生活は、「社区」なくしては語るができない。「社区」の発展にともなって、住民の社会への参加意識や民主的意識が高まってきた。これまでは自己管理に自覚がなかった市民が、自覚的に管理する市民へと変貌をとげつつある。

具体的な例として中国の社区教育の動きを見ておきたい。上海において、社区教育が登場してくるのは、1980年代半ばからのことであった。その目的は小・中学生の校外活動において道徳教育を強化するという目的から生まれてきた。道徳教育の体制づくりが主眼であり、本来その主体は学校であったが、それを家庭・社区へと拡大させようとしたものである。社区は学校の補助的な役割をするというものであった。まずこのような状態となったが90年代までの第一段階であり、93年から第二段階に入ることになる。第二段階では、学校中心であった社区教育が、住民を中心した社区全体に主導権が移り、社区に居住する人の教育問題となる。そこで社区教育の目的は、居住している人の生活の質の向上、社区の発展との二つに重点がおかれるようになった。

上海社区教育の目的は、生活の質を高める、社区の発展である。目的としては、三全教育が掲げられている。三全とは、全員、一生（全プロセス）、全方向（個人の発展の全方向）を意味している。社区教育を重視する背景は、6つがある。職業再教育の必要性。職業訓練、上海だけで、100万人。盲流対策。いわば農村から知識や技術を持たない都市への流入者に対する教育。高齢化社会の進展。農村の都会化に伴う農村人口の近代化。農民に対する近代都市住民としての教育。国際化。国家を開放するために市民の資質の向上という課題。人権の問題。障害者の教育など。

社区教育を効率よく運用していくには、下からの力の形勢が必要であるので、国はその権利を地方に任せるようになってきている。このことは地域の問題は地域で解決していくということであり、国はそれを支援するようになったということである。

おわりに

中国の教育法が制定された過程は前述のとおりであり、現在ではかなり整備されてきたといえる。社会教育に関する地方教育法規と規約が200以上制定され、中国の社会教育事業を法的

に指導している。中国の社会教育の未来を考えると、検討すべきことが、二つある。一つは、社会教育の専門法を作らなければならない。もう一つは、公民館のような専門的な社会教育施設をつくらなければならない。どれも簡単に言うだけでできることではないが、これから考えるべきだと思われる。

<注>

- 1) 松丸道雄等編『世界歴史大系 中国史5 清末 現在』(山川出版社、2002年)P.30。
- 2) 範文瀾『中国近代史』(北京・人民出版社、1953年)P.56。
- 3) 松丸道雄等編 前掲書 P.27。
- 4) 郭鴻雁著『教育法をめぐる日中比較研究』(希望社、2001年)P.85。
- 5) 松丸道雄等編 前掲書 P.238。
- 6) 荘司雅子編『世界の社会教育』(柳原書店、1959年)P.176。
- 7) 同上 P.89。
- 8) 同上 P.176、177。
- 9) 文部省調査普及局編『現代中国の教育事情 六・三・三制を中心として』(刀江書院、1949年)P.87。
- 10) 同上 P.87。
- 11) 同上 P.91。
- 12) 同上 P.93~95。
- 13) 田代元弥著『生涯学習と公民館』(学文社、1993年)P.29。
- 14) 荘司雅子編 前掲書 P.177。
- 15) 同上 P.87。
- 16) 郭鴻雁著 前掲書 P.89。
- 17) 郭鴻雁著 前掲書 P.67。
- 18) 権藤與志夫・弘中和彦編『アジアの文化と教育』(九州大学出版社、1987年)P.102。
- 19) 大塚豊『旧い教育の克服と新しい教育の創出』(東信堂、1989年)P.82。
- 20) 同上 P.68。
- 21) 同上 P.58。
- 22) 同上 P.55。
- 23) 同上 P.57。
- 24) 同上 P.60。
- 25) 小島麗逸・鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』(御茶の水書房、2001年)P.48。
- 26) 同上 P.52。
- 27) 大塚豊 前掲書 P.60。
- 28) 溝口貞彦著『中国の教育』(日中出版、1978年)P.54~95。
- 29) 権藤與志夫・弘中和彦編 前掲書 P.102。
- 30) 小島麗逸・鄭新培編著 前掲書 P.66。
- 31) 同上 P.106。
- 32) 小島麗逸・鄭新培編著 前掲書 P.64。
- 33) 浅井敦訳『中華人民共和国憲法』中国研究所編『中国基本法令集』(日本評論社、1990年)P.446。
- 34) 郭鴻雁編 前掲書 P.69。
- 35) 同上 P.71。
- 36) 小島麗逸・鄭新培編著 前掲書 P.66。
- 37) 同上 P.67~68。
- 38) 小島麗逸・鄭新培編著 前掲書 P.3。

主指導教員(山下威士教授) 副指導教員(成嶋 隆教授・井上正志教授)